

令和 3 年（ 2 0 2 1 年 ）

2 月 那 覇 市 議 会 定 例 会

追加議案書

（その 1）

令和 3 年 2 月 1 9 日

令和3年(2021年)2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第42号	那覇市副市長の選任について	総務委員会	総務部 人事課	1
議案第43号	那覇市教育委員会教育長の任命について	総務委員会	総務部 人事課	3
議案第44号	那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 チャージンジュー課	5
議案第45号	那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 チャージンジュー課	39
議案第46号	那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 チャージンジュー課	49
議案第47号	那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 チャージンジュー課	91
議案第48号	那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 チャージンジュー課	121
議案第49号	那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 チャージンジュー課	129

令和3年(2021年)2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第50号	那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 チャージンジュー課	147
議案第51号	那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 チャージンジュー課	155
議案第52号	那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 チャージンジュー課	169

那覇市副市長の選任について

次の者を那覇市副市長に選任したいので、同意を求める。

令和3年2月19日提出

那霸市長 城 間 幹 子

久 場 健 護

(提案理由)

上記の者は、那覇市副市長として適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市教育委員会教育長の任命について

次の者を那覇市教育委員会教育長に任命したいので、同意を求める。

令和 3 年 2 月 19 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

山城良嗣

(提案理由)

上記の者は那覇市教育委員会教育長として適任であると思料するので、この案を提出する。

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

介護保険法の規定により定めるべきこととされている条例が従うべき基準等を定めた「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 37 号)の改正に伴い、これに対応する条例の規定を整理する等のため、この案を提出する。

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第13章 〔略〕 付則 (指定居宅サービスの事業の一般原則) 第3条 〔略〕 2 〔略〕 (運営規程) 第30条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(6) 〔略〕 <u>(7) 〔略〕</u> (勤務体制の確保等) 第32条 〔略〕 2～3 〔略〕	目次 第1章～第13章 〔略〕 <u>第14章 雑則(第277条)</u> 付則 (指定居宅サービスの事業の一般原則) 第3条 〔略〕 2 〔略〕 <u>3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (運営規程) 第30条 〔略〕 (1)～(6) 〔略〕 <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8) 〔略〕</u> (勤務体制の確保等) 第32条 〔略〕 2～3 〔略〕 <u>4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問</u>

(衛生管理等)

第33条 [略]

2 [略]

介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第33条 [略]

2 [略]

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(掲示)

第34条 [略]

(地域との連携)

第39条 [略]

(準用)

第47条 第1節及び第4節(第16条、第21条第1項、第26条、第31条並びに第38条第5項及び第6項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この

(3) 訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第34条 [略]

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(地域との連携等)

第39条 [略]

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第40条の2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

第47条 第1節及び第4節(第16条、第21条第1項、第26条、第31条並びに第38条第5項及び第6項を除く。)の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この

場合において、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条第2項及び第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第25条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、「第29条」とあるのは「第47条において準用する第29条」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第57条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) [略]

場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条第2項及び第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第25条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第43条第2項」と、「第29条」とあるのは「第47条において準用する第29条」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第57条 [略]

(1)～(7) [略]

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) [略]

(勤務体制の確保等)

第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、

法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対する介護(以下「認知症介護」という。)に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで及び第48条並びに第4節(第52条第1項及び第59条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」

(準用)

第59条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで及び第37条から第41条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条中「第30条」とあるのは「第57条」と、第33条中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第63条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで及び第48条並びに第4節(第52条第1項及び第59条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条中「第30条」とあるの

は「第57条」と、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第77条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(準用)

第79条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条から第41条まで及び第56条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条中「第30条」とあるのは「第77条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 指定訪問リハビリテーションの提

とあるのは「第57条」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第77条 [略]

(1)～(6) [略]

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) [略]

(準用)

第79条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第37条から第41条まで及び第56条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第77条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 [略]

供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) [略]

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項の訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項の通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項の指定居宅サービス等をいう。))の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(運営規程)

第87条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(準用)

第89条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条か

(1)～(4) [略]

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第1項の訪問リハビリテーション計画又は第141条第1項の通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項の指定居宅サービス等をいう。))の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。))を含む。))をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

(運営規程)

第87条 [略]

(1)～(5) [略]

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) [略]

(準用)

第89条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条か

ら第35条まで、第37条から第41条まで、第56条及び第69条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条中「第30条」とあるのは「第87条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 [略]

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) [略]

ら第35条まで、第37条から第41条まで、第56条及び第69条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第87条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 [略]

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7) [略]

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定

(運営規程)

第96条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(準用)

第98条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条及び第69条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第9条中「第30条」とある

居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行う。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

(運営規程)

第96条 [略]

(1)～(5) [略]

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) [略]

(準用)

第98条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第37条から第41条まで、第56条及び第69条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第9条第1項中「第30条」

のは「第96条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第105条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(運営規程)

第107条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章(第5節を除く。))において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(勤務体制の確保等)

第108条 [略]

2 [略]

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

とあるのは「第96条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と読み替えるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第105条 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(運営規程)

第107条 [略]

(1)～(9) [略]

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) [略]

(勤務体制の確保等)

第108条 [略]

2 [略]

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定通所介護事業者は、通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)

(非常災害対策)

第110条 [略]

2～4 [略]

5 [略]

(衛生管理等)

第111条 [略]

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第110条 [略]

2～4 [略]

5 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

6 [略]

(衛生管理等)

第111条 [略]

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又は

その自発的な活動等との連携及び協力その他地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して本市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第111条の2 [略]

(準用)

第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条から第39条まで、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節(第113条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第107条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。))」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生

第111条の3 [略]

(準用)

第113条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条及び第56条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第115条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条の2、第41条、第56条、第99条、第101条及び第102条第4項並びに前節(第113条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第107条に規定する運営規程をいう。第34条第1項において同じ。))」と、「訪問介護員等」

型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。))と、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。))」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項及び第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは、「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条、第41条、第56条、第99条及び第4節(第103条第1項及び第113条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第107条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準

とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。))と、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第102条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。))」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第105条第2号、第106条第5項、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第112条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第135条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第40条の2、第41条、第56条、第99条及び第4節(第103条第1項及び第113条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第107条」と、同項、第28条、第32条の2、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とある

該当通所介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第143条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) [略]

(衛生管理等)

第144条 [略]

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第146条 第9条から第14条まで、第16条か

のは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第103条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第143条 [略]

(1)～(8) [略]

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) [略]

(衛生管理等)

第144条 [略]

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

(準用)

第146条 第9条から第14条まで、第16条か

ら第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条及び第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条中「第30条」とあるのは「第143条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第148条 [略]

2～4 [略]

5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

6 [略]

7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介

ら第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第32条の2、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第69条、第103条及び第108条から第110条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第143条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第148条 [略]

2～4 [略]

5 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

6 指定短期入所生活介護事業者は、前項ただし書の規定により第1項第3号の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

7 [略]

8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介

護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第151条 指定短期入所生活介護事業所の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)とすることができる。

(1) [略]

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防局長又は消防署長と相談の上、第168条において準用する第110条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第168条において準用する第110条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ [略]

2～3 [略]

4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホ

護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第130条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第151条 [略]

(1) [略]

(2) [略]

ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防局長又は消防署長と相談の上、第168条において準用する第110条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第168条において準用する第110条第4項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ [略]

2～3 [略]

4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、

ーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5～8 [略]

(運営規程)

第164条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) [略]

(準用)

第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条及び第111条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第171条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。)

かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5～8 [略]

(運営規程)

第164条 [略]

(1)～(8) [略]

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) [略]

(準用)

第168条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第39条(第2項を除く。)、第40条から第41条まで、第56条、第108条、第110条及び第111条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第171条 [略]

の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

(1) [略]

(2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 消防局長又は消防署長と相談の上、第181条において準用する第168条において準用する第110条に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第181条において準用する第168条において準用する第110条に規定する訓練については、同条に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ [略]

2～5 [略]

6 第3項第1号及び第2号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) [略]

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介

(1) [略]

(2) [略]

ア 消防局長又は消防署長と相談の上、第181条において準用する第168条において準用する第110条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第181条において準用する第168条において準用する第110条第4項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ [略]

2～5 [略]

6 [略]

(1) [略]

ア [略]

(ア) [略]

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介

護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第154条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例第152条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第180条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(エ) [略]

イ～エ [略]

(2) [略]

7～8 [略]

(運営規程)

第178条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) [略]

護事業者(指定介護予防サービス等基準条例第154条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業(指定介護予防サービス等基準条例第152条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第180条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(エ) [略]

イ～エ [略]

(2) [略]

7～8 [略]

(運営規程)

第178条 [略]

(1)～(9) [略]

(10) 虐待の防止のための措置に関する

(10) [略] (勤務体制の確保等) 第179条 [略] 2～3 [略] 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 (準用) 第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節(第168条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第164条に規定する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当	事項 (11) [略] (勤務体制の確保等) 第179条 [略] 2～3 [略] 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 5 <u>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (準用) 第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、<u>第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第39条(第2項を除く。)、第40条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条及び第149条並びに第4節(第168条を除く。)</u>の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、<u>第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介</u>
---	---

たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第166条第2項中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条並びに第4節(第154条第1項及び第168条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短

護従業者」という。)」と、第34条第1項中「運営規程」とあるのは「運営規程(第164条に規定する運営規程をいう。第152条第1項において同じ。)」と、同項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第152条第1項中「第164条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第188条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条(第2項を除く。)、第40条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第111条、第147条並びに第4節(第154条第1項及び第168条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」

期入所生活介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第167条の第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第201条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条、第35条、第37条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項及び第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準

と、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第165条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第167条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第27条」とあるのは「第27条」と、同項第5号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第201条 [略]

(1)～(6) [略]

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) [略]

(準用)

第204条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第32条の2、第34条、第35条、第37条、第38条、第39条(第2項を除く。)、第40条から第41条まで、第56条、第108条、第110条、第144条、第152条、第153条第2項及び第1

用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第213条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(勤務体制の確保等)

第214条 [略]

2～3 [略]

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

66条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第108条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第144条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項中「第164条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第213条 [略]

(1)～(6) [略]

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第214条 [略]

2～3 [略]

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第226条 [略] 2～5 [略] 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) [略] 7～8 [略] (運営規程) 第232条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(8) [略] (9) [略] (勤務体制の確保等) 第233条 [略] 2～3 [略] 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、	<u>養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (指定特定施設入居者生活介護の取扱方針) 第226条 [略] 2～5 [略] 6 [略] (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) [略] 7～8 [略] (運営規程) 第232条 [略] (1)～(8) [略] (9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> (10) [略] (勤務体制の確保等) 第233条 [略] 2～3 [略] 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質の向上のために、
---	---

その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第245条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めて

その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第245条 [略]

おかなければならない。

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(準用)

第248条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第257条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」と

(1)～(9) [略]

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) [略]

(準用)

第248条 第12条、第13条、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条から第41条まで、第55条、第56条、第110条、第111条、第222条、第224条から第227条まで、第230条、第231条及び第233条から第235条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条第1項及び第2項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第55条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第111条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第224条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第227条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第233条(第4項を除く。)中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第257条 [略]

いう。)を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(衛生管理等)

第260条 [略]

2～5 [略]

(掲示及び目録の備え付け)

第261条 [略]

2 [略]

(準用)

第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条並びに第108条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第257条」

(1)～(5) [略]

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) [略]

(衛生管理等)

第260条 [略]

2～5 [略]

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示及び目録の備付け)

第261条 [略]

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 [略]

(準用)

第263条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条並びに第108条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第

と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第249条、第251条、第252条並びに第4節(第253条第1項及び第263条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当

30条」とあるのは「第257条」と、同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第265条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条の2、第35条、第36条、第37条、第38条(第5項及び第6項を除く。)、第39条から第41条まで、第56条、第108条第1項、第2項及び第4項、第249条、第251条、第252条並びに第4節(第253条第1項及び第263条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第257条」と、同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「実施地域」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」と

しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項及び第2項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第254条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第257条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第258条及び第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

あるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第276条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第32条の2、第33条、第35条、第36条、第37条から第41条まで、第56条、第108条第1項、第2項及び第4項、第254条、第257条から第259条まで並びに第261条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第276条において準用する第257条」と、同項、第32条の2、第33条第3項第1号及び第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第108条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第254条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第257条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第258条第1

項及び第259条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第277条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第12条第1項(第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。))及び第224条第1項(第248条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。))については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができな

い方法をいう。)によることができる。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第40条の2(新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(新条例第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(新条例第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第30条(新条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。)、第57条(新条例第63条において準用する場合を含む。)、第77条、第87条、第96条、第107条(新条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。)、第143条、第164条(新条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。)、第178条、第201条、第213条、第232条、第245条及び第257条(新条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2(新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条(新条例第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(新条例第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項(新条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条及び第276条において準用する場合を含む。)、第111条第2項(新条例第115条、第135条、第168条(新条例第181条において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第237条及び第248条において準用する場合を含む。)、

第144条第2項(新条例第204条(新条例第216条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第260条第6項(新条例第265条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第57条の2第3項(新条例第63条において準用する場合を含む。)、第108条第3項(新条例第115条、第135条、第146条、第168条、第181条の3、第188条及び第204条において準用する場合を含む。)、第179条第4項、第214条第4項及び第233条第4項(新条例第248条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に関する経過措置)

- 6 施行日以降、当分の間、新条例第171条第6項第1号ア(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業者(新条例第171条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。))は、新条例第148条第1項第3号及び第179条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所(新条例第171条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。))における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。))の居室であつて、改正前の第171条第6項第1号ア(ウ)(後段に係る部分に限る。))の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を
定める条例等の一部を改正する条例制定について

那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

介護保険法の規定により定めるべきこととされている条例が従うべき基準等を定めた「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 38 号)の改正に伴い、これに対応する条例の規定を整理する等のため、この案を提出する。

那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第50号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第5章 [略] 付則 第3条 [略] 2～4 [略] 5～6 [略] (管理者) 第5条 [略] 2 前項の管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)の主任介護支援専門員でなければならない。 3 [略]	目次 第1章～第5章 [略] <u>第6章 雑則(第33条)</u> 付則 第3条 [略] 2～4 [略] <u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> <u>7～8 [略]</u> (管理者) 第5条 [略] 2 前項の管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)の主任介護支援専門員<u>(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)</u>でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を前項の管理者とすることができる。</u> 3 [略]

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 [略]

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条第1項から第4項までに規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得なければならない。

3～7 [略]

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条第1項から第4項までに規定する基本方針及び前条各項に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) [略]

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 [略]

- 2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条第1項から第6項までに規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等について説明を行い、理解を得なければならない。

3～7 [略]

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

- 第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条第1項から第6項までに規定する基本方針及び前条各項に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(8) [略]

- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」と

当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(18)の2 [略]

(19)～(27) [略]

いう。)を活用して行うもの(利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。)を含む。)をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(18)の2 [略]

(18)の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(以下この号において「サービス費」という。)の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

(19)～(27) [略]

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、その事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(勤務体制の確保)

第21条 [略]

2～3 [略]

(運営規程)

第20条 [略]

(1)～(5) [略]

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) [略]

(勤務体制の確保)

第21条 [略]

2～3 [略]

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(掲示)

第24条 [略]

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第24条 [略]

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第29条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

と。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第9条及び第15条第24号(これらの規定を第32条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改

める。

- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

(那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成30年那覇市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (経過措置) 2 那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第5条第1項の管理者については、平成33年3月31日までの間は、改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。	付 則 (経過措置) 2 令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第5条第1項の管理者(以下この項において「管理者」という。))が、同条第2項の主任介護支援専門員でないものに限る。)については、改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。
備考 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1条中那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第15条第18号の2の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に関する経過措置)

- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第5項及び第29条の2(これらの規定を新条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新条例第20条(新条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項を定めておくよう努めるとともに、次の第1号から第5号まで及び第7号に」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2(新条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条の2第1項中「講じなければ」とあ

るのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2(新条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第23条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和3年2月19日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

介護保険法の規定により定めるべきこととされている条例が従うべき基準等を定めた「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)の改正に伴い、これに対応する条例の規定を整理する等のため、この案を提出する。

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年那覇市条例第51号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第9章 [略] 付則 (指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第3条 [略] 2 [略] 3～4 [略] (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第7条 [略] 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第1項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定訪問介護事業所の	目次 第1章～第9章 [略] <u>第10章 雑則(第204条)</u> 付則 (指定地域密着型サービスの事業の一般原則) 第3条 [略] 2 [略] <u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> <u>5～6 [略]</u> (定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数) 第7条 [略] 2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第1項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定訪問介護事業所<u>(那</u>

訪問介護員であってサービス提供の責任者として専ら訪問介護の職務に従事するものをいう。以下同じ。)の業務に1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3～4 [略]

5 事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所

(2) 指定短期入所療養介護事業所

(3) 指定特定施設

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。)の訪問介護員であってサービス提供の責任者として専ら訪問介護の職務に従事するものをいう。以下同じ。)の業務に1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3～4 [略]

5 [略]

(1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第48条第4項第1号及び第152条第12項において同じ。))

(2) 指定短期入所療養介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。第48条第4項第2号において同じ。))

(3) 指定特定施設(指定居宅サービス等基準条例第217条第1項に規定する指定特定施設をいう。第48条第4項第3号において同じ。))

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第83条第1項に規定する事業所をいう。第48条第4項第4号において同じ。))

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第111条第1項に規定する事業所をいう。第48条第4項第5号、第65条第1項、第66条第1項、第83条第6項、第84条

(6) 指定地域密着型特定施設 (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設 (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9)～(10) [略] (11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設 (12) [略] 6～11 [略] 12 事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、<u>那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)</u>第65条第1項第1号アに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基	<u>第3項及び第192条第7項第1号において同じ。)</u> (6) 指定地域密着型特定施設(第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第48条第4項第6号、第65条第1項、第66条第1項、第83条第6項及び第192条第7項第2号において同じ。) (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第151条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第48条第4項第7号、第66条第1項及び第83条第6項において同じ。) (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第48条第4項第8号及び第5章から第8章までにおいて同じ。) (9)～(10) [略] (11) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。) (12) [略] 6～11 [略] 12 事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、<u>指定居宅サービス等基準条例第65条第1項第1号ア</u>に規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき、並びに第192条第14項の規定により同条第4項の規定により基準を満たしているものとみ
--	--

準を満たしているものとみなされているとき、並びに第192条第14項の規定により同条第4項の規定により基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(運営規程)

第32条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第33条 [略]

2～4 [略]

なされているときを除く。)は、当該事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(運営規程)

第32条 [略]

(1)～(7) [略]

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) [略]

(勤務体制の確保等)

第33条 [略]

2～4 [略]

5 事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第33条の2 事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画

	<u>について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u>
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第34条 [略]	第34条 [略]
2 [略]	2 [略]
	<u>3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u>
(衛生管理等)	(衛生管理等)
第34条 [略]	第34条 [略]
2 [略]	2 [略]
	<u>3 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>
(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。	(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。
(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 [略]

(訪問介護員等の員数)

第48条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下この章において「事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下この章において「従業者」という。)の職種及び員数は、次の

援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。))を含む。以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 [略]

(虐待の防止)

第41条の2 事業者は、当該事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(訪問介護員等の員数)

第48条 [略]

とおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合においては、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。

- (1) オペレーションセンター従業者
オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者(以下この章において同じ。))として1人以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1人以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。
- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて専ら随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されるために必要な数以上とする。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

2 [略]

- (1) オペレーションセンター従業者
オペレーター(指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。))として1人以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1人以上確保されるために必要な数以上

- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

- (3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1人以上確保されるために必要な数以上

2 [略]

3 オペレーターは専らその職務に従事す

る者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。

4 事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所

(2) 指定短期入所療養介護事業所

(3) 指定特定施設

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所

(6) 指定地域密着型特定施設

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

(9) 指定介護老人福祉施設

(10) 介護老人保健施設

(11) 指定介護療養型医療施設

(12) 介護医療院

5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

6 当該事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規

(運営規程)

第56条 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第57条 [略]

2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。

3 前項の規定にかかわらず、事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業

定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

(運営規程)

第56条 [略]

(1)～(7) [略]

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) [略]

(勤務体制の確保等)

第57条 [略]

2 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所(以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。))との密接な連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、オペレーションセンターサービスについては、市

者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業が同一敷地内において、一体的に運営されている場合(第33条第2項ただし書きの規定により当該事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。)であって、利用者の処遇に支障がないときは市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。

4 [略]

(地域との連携等)

第58条 [略]

(準用)

第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、第34条から第39条まで、第41条及び第42条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第15条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等)」と、

長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、複数の事業所との契約に基づき、当該複数の事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

4 [略]

5 事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(地域との連携等)

第58条 [略]

2 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(準用)

第60条 第10条から第23条まで、第28条、第29条、第33条の2から第39条まで及び第41条から第42条までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第15条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者(オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員

第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)とるのは、「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第60条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(勤務体制の確保等)

第60条の13 [略]

2 [略]

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

等)」と、第28条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。)とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第60条の12 [略]

(1)～(9) [略]

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) [略]

(勤務体制の確保等)

第60条の13 [略]

2 [略]

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症である要介護者に対する介護(以下「認知症介護」という。)に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策) 第60条の15 [略] 2 [略] 3 [略] (衛生管理等) 第60条の16 [略] 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> (地域との連携等) 第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を	(非常災害対策) 第60条の15 [略] 2 [略] 3 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> 4 [略] (衛生管理等) 第60条の16 [略] 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u> (地域との連携等) 第60条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者又
--	---

設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2～5 [略]

(準用)

第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する運営規程」と、「従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条及び第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項並びに前節(第60条の19を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する運営規程をいう。第35条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通

はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。)を含む。以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～5 [略]

(準用)

第60条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条及び第54条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第60条の12に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第60条の20の3 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条及び第60条の2、第60条の4、第60条の5第4項並びに前節(第60条の19を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第60条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第35条第1項において同じ。)」と、「従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密

所介護従業者」という。)」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) [略]

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、

着型通所介護従業者」という。)」と、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の5第4項中「前項ただし書の場合(指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第60条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) [略]

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第60条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、

地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2～3 [略]

(準用)

第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第60条の7(第3項第2号を除く。)、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「運営規程」とあるのは「第60条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第65条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設の食堂若し

地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2～3 [略]

(準用)

第60条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第60条の7(第3項第2号を除く。)、第60条の8及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第35条第1項中「運営規程」とあるのは「第60条の34に規定する重要事項に関する規程」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第60条の26第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第65条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指

くは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者若しくは入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型通所介護の利用者(当該共用型事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における利用者)の数を合計した数について、第111条、第131条又は予防基準条例第72条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 [略]

(利用定員等)

第66条 [略]

2 共用型事業者は、法に規定する指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(以下「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有するものでなければならない。

(管理者)

第67条 共用型事業者は、共用型事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型事業所の管理上支障がない場合は、

定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設(第67条第1項において「本体事業所等」という。)の利用者、入居者若しくは入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型通所介護の利用者(当該共用型事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における利用者)の数を合計した数について、第111条、第131条若しくは第152条又は予防基準条例第72条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 [略]

(利用定員等)

第66条 [略]

2 共用型事業者は、法に規定する指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第83条第7項、第111条第9項及び第192条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有するものでなければならない。

(管理者)

第67条 共用型事業者は、共用型事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型事業所の管理上支障がない場合は、

当該共用型事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 [略]

(運営規程)

第74条 通所介護事業者は、通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(準用)

第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、「従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第35条中「従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護に知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第83条 [略]

2～5 [略]

当該共用型事業所の他の職務若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型事業所の他の職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 [略]

(運営規程)

第74条 [略]

(1)～(9) [略]

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) [略]

(準用)

第81条 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条の2、第42条、第54条、第60条の6、第60条の7、第60条の11及び第60条の13から第60条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第74条に規定する重要事項に関する規程」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護に知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第60条の18第4項中「第60条の5第4項」とあるのは「第64条第4項」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等)

第83条 [略]

2～5 [略]

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該従業者は、同表の中欄に掲げる当該施設等の職務に従事することができる。

当該居宅介護事業所に、中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	[略]
当該居宅介護事業所の同一敷地内に、中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設</u>	[略]

7～13 [略]

(管理者)

第84条 [略]

2 [略]

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2の老人デイサービスセンターをいう。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所(以下これらを「介護事業所等」という。)、居宅介護事業所、指定複合型サー

6 [略]

当該居宅介護事業所に、中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)</u> 又は介護医療院	[略]
当該居宅介護事業所の同一敷地内に、中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>	[略]

7～13 [略]

(管理者)

第84条 [略]

2 [略]

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2の老人デイサービスセンターをいう。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所(以下これらを「介護事業所等」という。)、居宅介護事業所、指定複合型サー

ビス事業所(第154条の指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。)として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(居宅介護事業者の代表者)

第85条 事業者の代表者は、介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第88条 居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(介護支援専門員を配置していないサテライト型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

ビス事業所(第194条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第112条第3項、第113条及び第194条において同じ。)として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(居宅介護事業者の代表者)

第85条 居宅介護事業者の代表者は、介護事業所等、居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第88条 居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(介護支援専門員を配置していないサテライト型居宅介護事業所にあっては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第94条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。))を含む。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければ

(サービス計画の作成)

第97条 居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(介護支援専門員を配置していないサテライト型居宅介護事業所にあつては研修修了者。)に、小規模多機能型居宅介護計画(以下この条において「サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2～7 [略]

(運営規程)

第101条 居宅介護事業者は、居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(定員の遵守)

第102条 [略]

2 [略]

ならない。

(サービス計画の作成)

第97条 居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(介護支援専門員を配置していないサテライト型居宅介護事業所にあつては研修修了者。以下この条において同じ。)に、小規模多機能型居宅介護計画(以下この条において「サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2～7 [略]

(運営規程)

第101条 [略]

(1)～(9) [略]

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) [略]

(定員の遵守)

第102条 [略]

2 [略]

3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、居宅介護事業者は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市町村が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿

(準用)

第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護に知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下この章において「共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「グループホーム」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下この章において「従業者」という。)の員数は、当該グループホームを構成する共同生活住居ごとに、次に掲げる従業者を確保するために必要な数以上とする。

泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(準用)

第109条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16及び第60条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第101条に規定する重要事項に関する規程」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第5章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並びに第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護に知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第111条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下この章において「共同生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「グループホーム」という。)ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下この章において「従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、次に掲げる従業者を確保するために必要な数以上とする。ただし、当該グループホームの有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の

(1) [略] (2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて行われる勤務(宿直勤務を除く。)を1人以上の従業者に行わせるために必要な数以上 2～4 [略] 5 共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>共同生活住居</u>における他の職務に従事することができるものとする。 6～8 [略]	<u>階において隣接し、従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯にグループホームごとに置くべき従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2人以上の従業者に夜間及び深夜の時間帯を通じて行われる勤務(宿直勤務を除く。第2号において同じ。))を行わせるために必要な数以上とすることができる。</u> (1) [略] (2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて行われる勤務を1人以上の従業者に行わせるために必要な数以上 2～4 [略] 5 共同生活介護事業者は、<u>グループホーム</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>グループホーム</u>における他の職務に従事することができるものとする。 6～8 [略] 9 <u>第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型グループホーム(グループホームであって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する共同生活介護事業者により設置される当該グループホーム以外のグループホームであって当該グループホームに対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行</u>
---	--

9 [略] 10 共同生活介護事業者が共同生活介護予防事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防基準条例第72条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者) 第112条 [略] 2 [略] 第114条 <u>事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1又は2とする。ただし、グループホームに係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u> 2～7 [略] (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針) 第118条 [略] 2～6 [略]	<u>うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下この章において同じ。)</u>については、<u>介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</u> 10 [略] 11 共同生活介護事業者が共同生活介護予防事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、予防基準条例第72条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 (管理者) 第112条 [略] 2 <u>前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型グループホームにおける共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</u> 3 [略] 第114条 <u>グループホームは、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下(サテライト型グループホームにあっては、1又は2)とする。</u> 2～7 [略] (指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針) 第118条 [略] 2～6 [略]
---	--

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)～(3) [略]

8 共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(管理者による管理)

第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第123条 共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

7 共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)～(3) [略]

8 共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次の各号のいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(1) 外部の者による評価

(2) 第129条において準用する第60条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

(管理者による管理)

第122条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス(サテライト型グループホームの場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第123条 [略]

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(勤務体制の確保等)

第124条 [略]

2 [略]

3 共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第37条まで、第39条、第41条、第42条、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、「従業者」とあるのは「介護従業者」と、第35条中「従業者」とあるのは「介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第

(1)～(6) [略]

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第124条 [略]

2 [略]

3 共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該共同生活介護事業者は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第129条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第37条まで、第39条、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第100条、第103条及び第105条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第123条に規定する重要事項に関する規程」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護

6章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護に知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第100条中「従業者」とあるのは「介護従業者」と、第103条中「居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第135条 [略]

2 特定施設事業者は、入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

3～4 [略]

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第139条 [略]

2～5 [略]

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)～(3) [略]

7～8 [略]

(運営規程)

第146条 特定施設事業者は、特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

従業者とあるのは「従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護に知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第103条中「居宅介護事業者」とあるのは「共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第135条 [略]

2 特定施設事業者は、入居者が指定地域密着型特定施設入居者生活介護に代えて当該特定施設事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

3～4 [略]

(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第139条 [略]

2～5 [略]

6 特定施設事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)～(3) [略]

7～8 [略]

(運営規程)

第146条 [略]

(1)～(8) [略]

(9) [略]

(勤務体制の確保等)

第147条 [略]

2～3 [略]

4 特定施設事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有す

(1)～(8) [略]

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) [略]

(勤務体制の確保等)

第147条 [略]

2～3 [略]

4 特定施設事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該特定施設事業者は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 特定施設事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第150条 第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の15、第60条の16、第60条の17第1項から第4項まで、第60条の18及び第100条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地

る者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業員の員数)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 栄養士 1人以上

(5)～(6) [略]

2 [略]

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第179条のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。))にユニット型指定介護老人福祉施設(那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第54号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。))第43条のユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準条例第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する

域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

(従業員の員数)

第152条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

(1)～(3) [略]

(4) 栄養士又は管理栄養士 1人以上

(5)～(6) [略]

2 [略]

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

場合の指定地域密着介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第188条第2項の規定により配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4～7 [略]

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

9～12 [略]

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項の指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは予防基準条例第6条第1項の併設型指定介護

4～7 [略]

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設 生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士若しくは管理栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(指定介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

9～12 [略]

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第100条第1項の指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは予防基準条例第6条第1項の併設型指定介護

予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14～17 [略]

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第158条 [略]

2～5 [略]

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)～(3) [略]

7～8 [略]

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第159条 [略]

2～5 [略]

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

14～17 [略]

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第158条 [略]

2～5 [略]

6 [略]

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)～(3) [略]

7～8 [略]

(地域密着型施設サービス計画の作成)

第159条 [略]

2～5 [略]

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うもの(入所者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。)を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の開催、担当者に対す

7～12 [略]

(運営規程)

第169条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第170条 [略]

2 [略]

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

る照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 [略]

(栄養管理)

第164条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第164条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔^{くう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(運営規程)

第169条 [略]

(1)～(7) [略]

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) [略]

(勤務体制の確保等)

第170条 [略]

2 [略]

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等

(衛生管理等) 第172条 [略] 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。</u> (4) [略] (事故発生の防止及び発生時の対応) 第176条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止す	<u>の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> 4 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (衛生管理等) 第172条 [略] 2 [略] (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) <u>介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u> (4) [略] (事故発生の防止及び発生時の対応) 第176条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止す
--	--

るため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 [略]

(準用)

第178条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39条、第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第181条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) [略]

(イ) 居室は、いずれかのユニット

るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 [略]

(準用)

第178条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第33条の2、第35条、第37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15及び第60条17第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第169条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第181条 [略]

(1) [略]

ア [略]

(ア) [略]

(イ) 居室は、いずれかのユニット

に属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1つのユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 1室の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) [略]

イ～エ [略]

(2)～(5) [略]

2 [略]

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第183条 [略]

2～7 [略]

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

に属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1つのユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 1室の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上((ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上)とすること。

(エ) [略]

イ～エ [略]

(2)～(5) [略]

2 [略]

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第183条 [略]

2～7 [略]

8 [略]

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)～(3) [略] 9～10 [略] (運営規程) 第187条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(8) [略] <u>(9)</u> [略] (勤務体制の確保等) 第188条 [略] 2～3 [略] 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 (準用) 第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、第35条、第37条、第39	(2)～(3) [略] 9～10 [略] (運営規程) 第187条 [略] (1)～(8) [略] <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10)</u> [略] (勤務体制の確保等) 第188条 [略] 2～3 [略] 4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u> 5 <u>ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (準用) 第190条 第10条、第11条、第13条、第14条、第23条、第29条、<u>第33条の2</u>、第35条、第
--	--

条、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業員の員数等)

第192条 〔略〕

2～10 〔略〕

37条、第39条、第41条の2、第42条、第60条の11、第60条の15、第60条の17第1項から第4項まで、第154条から第156条まで、第159条、第162条、第164条から第168条まで及び第172条から第177条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第187条に規定する重要事項に関する規程」と、第14条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第168条中「第159条」とあるのは「第190条において準用する第159条」と、同条第5号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同条第6号中「第178条」とあるのは「第190条」と、同条第7号中「第176条第3項」とあるのは「第190条において準用する第176条第3項」と、第177条第2項第2号中「第156条第2項」とあるのは「第190条において準用する第156条第2項」と、同項第3号中「第158条第5項」とあるのは「第183条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第190条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第190条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(従業員の員数等)

第192条 〔略〕

2～10 〔略〕

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

12～14 [略]

(設備及び備品等)

第196条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2～4 [略]

(準用)

第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、「従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第35条中「従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」と

11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

12～14 [略]

(設備及び備品等)

第196条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、地域交流室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2～4 [略]

(準用)

第203条 第10条から第14条まで、第21条、第23条、第29条、第33条の2、第35条から第39条まで、第41条から第42条まで、第60条の11、第60条の13、第60条の16、第60条の17、第88条から第91条まで、第94条から第96条まで、第98条、第99条、第101条から第105条まで及び第107条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第203条において準用する第101条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第33条の2第2項、第35条第1項並びに第41条の2第1号及び第3号中「従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第60条の13第3項及び第4項並び

あるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、第90条及び第98条中「従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項の表の中欄」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。

に第60条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第60条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第88条中「第83条第12項」とあるのは「第192条第13項」と、第90条及び第98条中「従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第107条中「第83条第6項の表の中欄」とあるのは「第192条第7項各号」と読み替えるものとする。

第10章 雑則

(電磁的記録等)

第204条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第13条第1項(第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)、第116条第1項、第137条第1項及び第156条第1項(第190条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うこ

	<u>とができる。</u> <u>2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第41条の2(新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新条例第32条、第56条、第60条の12(新条例第60条の20の3において準用する場合を含む。)、第60条の34、第74条、第101条(新条例第203条において準用する場合を含む。)、第123条、第146条、第169条及び第187条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(業務継続計画の策定等に関する経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条の2(新条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第33条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずよう努めなければ」と、同条第2項中「実施

しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条第3項(新条例第60条において準用する場合を含む。)及び第60条の16第2項(新条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条及び第203条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第60条の13第3項(新条例第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条及び第203条において準用する場合を含む。)、第124条第3項、第147条第4項、第170条第3項及び第188条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(栄養管理に関する経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第164条の2(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第164条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に関する経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第164条の3(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第164条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に関する経過措置)

- 8 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第172条第2項第3号(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設、養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置)

- 9 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第176条第1項(新条例第190条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、次の第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に関する経過措置)

- 10 施行日以降、当分の間、新条例第181条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(新条例第179条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)は、新条例第152条第1項第3号ア及び第188条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 11 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の第181条第1項第1号ア(ウ)bの規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 19 日 提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

介護保険法の規定により定めるべきこととされている条例が従うべき基準等を定めた「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)の改正に伴い、これに対応する条例の規定を整理する等のため、この案を提出する。

那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第13章 〔略〕 付則 (指定介護予防サービスの事業の一般原則) 第3条 〔略〕 2 〔略〕 (運営規程) 第55条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(7) 〔略〕 (8) 〔略〕 (勤務体制の確保等)	目次 第1章～第13章 〔略〕 <u>第14章 雑則(第267条)</u> 付則 (指定介護予防サービスの事業の一般原則) 第3条 〔略〕 2 〔略〕 <u>3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (運営規程) 第55条 〔略〕 (1)～(7) 〔略〕 <u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(9) 〔略〕</u> (勤務体制の確保等)

第55条の2 [略]

2 [略]

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

第55条の2 [略]

2 [略]

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である要支援者に対する介護(以下「認知症介護」という。)に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
(業務継続計画の策定等)

第55条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

(衛生管理等)

第55条の3 [略]

2 [略]

(掲示)

第55条の4 [略]

(地域との連携)

第55条の9 [略]

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第55条の3 [略]

2 [略]

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第55条の4 [略]

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(地域との連携等)

第55条の9 [略]

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供

する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第55条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

(準用)

第63条 第1節、第4節(第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及び第6項並びに第57条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第51条の13中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第52条の2

第63条 第1節、第4節(第51条の9、第52条第1項、第55条の8第5項及び第6項並びに第57条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第51条の2及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第63条において準用する第55条」と、第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第

中「法定代理受領サービスに該当しない
指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは
「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読
み替えるものとする。

(運営規程)

第73条 指定介護予防訪問看護事業者は、
指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次
に掲げる事業の運営についての重要事項
に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(準用)

第75条 第51条の2、第51条の3、第51条の5
から第51条の7まで、第51条の9から第51

52条の2中「法定代理受領サービスに該当
しない指定介護予防訪問入浴介護」とあ
るのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」
と読み替えるものとする。

(運営規程)

第73条 [略]

(1)～(6) [略]

(7) 虐待の防止のための措置に関する
事

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第73条の2 指定介護予防訪問看護事業者
は、利用者に対し適切な指定介護予防訪
問看護を提供できるよう、指定介護予防
訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務
の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介
護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定
介護予防訪問看護事業所の看護師等によ
って指定介護予防訪問看護を提供しなけ
ればならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師
等の資質の向上のために、その研修の機
会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な
指定介護予防訪問看護の提供を確保する
観点から、職場において行われる性的な
言動又は優越的な関係を背景とした言動
であつて業務上必要かつ相当な範囲を超
えたものにより看護師等の就業環境が害
されることを防止するための方針の明確
化等の必要な措置を講じなければならな
い。

(準用)

第75条 第51条の2、第51条の3、第51条の5
から第51条の7まで、第51条の9から第51

条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2から第55条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第73条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第83条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(準用)

第85条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第83条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条及び第55条の2の2から第55条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第73条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第83条 [略]

(1)～(5) [略]

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) [略]

(準用)

第85条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで、第69条及び第73条の2の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第83条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第73条の2中「看護師等」とあるのは

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第87条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第4条の担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項の指定介護予防サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2)～(14) [略]

(運営規程)

第92条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導

「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第87条 [略]

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第4条の担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第8条の2第16項の指定介護予防サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。))を含む。))をいう。以下同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

(2)～(14) [略]

(運営規程)

第92条 [略]

事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(準用)

第94条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで及び第69条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第92条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第51条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の3中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第96条 [略]

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) [略]

(1)～(5) [略]

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) [略]

(準用)

第94条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の10、第51条の12、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2から第55条の5まで、第55条の7から第55条の11まで、第69条及び第73条の2の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第92条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第51条の12中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第55条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第73条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第96条 [略]

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援

(4) [略]

事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7) [略]

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内

(運営規程)

第121条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) [略]

(勤務体制の確保等)

第121条の2 [略]

2 [略]

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

(運営規程)

第121条 [略]

(1)～(8) [略]

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) [略]

(勤務体制の確保等)

第121条の2 [略]

2 [略]

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第121条の4 [略]

2～4 [略]

5 [略]

(衛生管理等)

第122条 [略]

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第124条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで及び第68条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第51条の2及び第55条の4中「第55条」とあるのは「第121条」と、第51条の7中「心身の状況」とあるのは「心

第121条の4 [略]

2～4 [略]

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

6 [略]

(衛生管理等)

第122条 [略]

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第124条 第51条の2から第51条の7まで、第51条の9から第51条の11まで、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第55条の2の2、第55条の4、第55条の5、第55条の7から第55条の11まで及び第68条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第51条の2第1項及び第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第121条」と、第51条の7中「心

身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 [略]

2～4 [略]

5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

6 [略]

7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第148条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第133条 [略]

2～3 [略]

4 併設事業所の場合にあっては、前項の規

身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第130条 [略]

2～4 [略]

5 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項ただし書の規定により第1項第3号の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(第133条第4項において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

7 [略]

8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第148条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第133条 [略]

2～3 [略]

4 併設事業所の場合にあっては、前項の規

定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等(以下この章において「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5～8 [略]

(運営規程)

第139条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) [略]

(9) [略]

(衛生管理等)

第140条の2 [略]

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5～8 [略]

(運営規程)

第139条 [略]

(1)～(8) [略]

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) [略]

(衛生管理等)

第140条の2 [略]

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実

(準用)

第143条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11、第121条の2及び第121条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第154条 [略]

2～5 [略]

6 第3項第1号及び第2号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) [略]

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定

施すること。

(準用)

第143条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条2の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の9(第2項を除く。)、第55条の10から第55条の11まで、第121条の2及び第121条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第139条」と、第121条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第154条 [略]

2～5 [略]

6 [略]

(1) [略]

ア [略]

(ア) [略]

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者(指定

居宅サービス等基準条例第171条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第169条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第159条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(エ) [略]

イ～エ [略]

(2) [略]

7～8 [略]

(運営規程)

第157条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) [略]

居宅サービス等基準条例第171条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業(指定居宅サービス等基準条例第169条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第159条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節において同じ。)は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(エ) [略]

イ～エ [略]

(2) [略]

7～8 [略]

(運営規程)

第157条 [略]

(1)～(9) [略]

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) [略]

(勤務体制の確保等)

第158条 [略]

2～3 [略]

- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条、第131条並びに第4節(第143条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下

(11) [略]

(勤務体制の確保等)

第158条 [略]

2～3 [略]

- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4から第55条の8まで、第55条の9(第2項を除く。)、第55条の10から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条、第131条並びに第4節(第143条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予

「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項及び第138条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第2号中「次条において準用する第51条の13第2項」とあるのは「第51条の13第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第52条の3」とあるのは「第52条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第55条の8第2項」とあるのは「第55条の8第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第55条の10第2項」とあるのは「第55条の10第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第172条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の7まで、第55条の8(第5項及び第6項を除く。)、第55条の9から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条並びに第4節(第136条第1項及び第143条を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第51条の13中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該

防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第139条」と、同項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第1項、第138条並びに第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項第2号中「次条において準用する第51条の13第2項」とあるのは「第51条の13第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第52条の3」とあるのは「第52条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第55条の8第2項」とあるのは「第55条の8第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第55条の10第2項」とあるのは「第55条の10第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第172条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の4から第55条の7まで、第55条の8(第5項及び第6項を除く。)、第55条の9(第2項を除く。)、第55条の10から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第129条並びに第4節(第136条第1項及び第143条を除く。)及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第51条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは

当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第55条の4中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第142条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは、「第172条」と、第145条中「第129条」とあるのは「第172条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第179条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(準用)

第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4、

「内容」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、第121条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第136条第2項中法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第140条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第142条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは、「第172条」と、第145条中「第129条」とあるのは「第172条において準用する第129条」と、「前条」とあるのは「第172条において準用する前条」と、第149条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第179条 [略]

(1)～(6) [略]

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) [略]

(準用)

第182条 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2

第55条の5、第55条の7から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第55条の4中「第55条」とあるのは「第179条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第121条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第194条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(勤務体制の確保等)

第195条 [略]

2～3 [略]

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

の2、第55条の4、第55条の5、第55条の7、第55条の8、第55条の9(第2項を除く。)、第55条の10から第55条の11まで、第121条の2、第121条の4、第122条、第134条、第135条第2項及び第141条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期療養介護従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第179条」と、第121条の2第3項及び第4項並びに第122条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第134条第1項中「第139条」とあるのは「第179条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第194条 [略]

(1)～(6) [略]

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第195条 [略]

2～3 [略]

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者(看護師、准

(身体的拘束等の禁止) 第212条 〔略〕 2 〔略〕 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) 〔略〕 (運営規程) 第213条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(8) 〔略〕 <u>(9)</u> 〔略〕	<u>看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 5 <u>ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (身体的拘束等の禁止) 第212条 〔略〕 2 〔略〕 3 〔略〕 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) 〔略〕 (運営規程) 第213条 〔略〕 (1)～(8) 〔略〕 <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10)</u> 〔略〕
---	--

(勤務体制の確保等)

第214条 [略]

2～3 [略]

- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条及び第55条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中「第55条」とあるのは「第213条」と読み替えるものとする。

(勤務体制の確保等)

第214条 [略]

2～3 [略]

- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第218条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の8、第55条の9(第2項を除く。)、第55条の10から第55条の11まで、第121条の4及び第140条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項、第55条の10の2第1号及び第3号並びに第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第55条」とあるのは「第213条」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中

(運営規程)

第232条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(準用)

第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の4から第55条の11まで、第121条の4、第140条の2、第208条、第210条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第232条 [略]

(1)～(9) [略]

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) [略]

(準用)

第235条 第51条の5、第51条の6、第52条の2から第54条まで、第55条の2の2、第55条の4から第55条の8、第55条の9(第2項を除く。)、第55条の10から第55条の11まで、第121条の4、第140条の2、第208条、第210条から第212条まで及び第214条から第216条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第232条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第55条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第210条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第214条中「指定介護

(運営規程)

第243条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(衛生管理等)

第246条 [略]

2～5 [略]

(揭示及び目録の備え付け)

第247条 [略]

予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第243条 [略]

(1)～(5) [略]

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) [略]

(衛生管理等)

第246条 [略]

2～5 [略]

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示及び目録の備付け)

第247条 [略]

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができ

2 [略]

(準用)

第249条 第51条の2から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の11まで並びに第121条の2第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第51条の2中「第55条」とあるのは「第243条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第51条の13中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第52条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第254条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の5から第55条の7まで、第55条の8(第5項及び第6項を除く。)、第55条の9から第55条の11まで並びに第121条の2第1項及び第2項並びに第1節、第2節(第239条を除く。)、第3節、第4節(第242条第1項及び第249条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護

る。

3 [略]

(準用)

第249条 第51条の2から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の5から第55条の11まで並びに第121条の2第1項、第2項及び第4項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第243条」と、同項、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第52条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第254条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の13まで、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の5から第55条の7まで、第55条の8(第5項及び第6項を除く。)、第55条の9から第55条の11まで並びに第121条の2第1項、第2項及び第4項並びに第1節、第2節(第239条を除く。)、第3節、第4節(第242条第1項及び第249条を除く。)及び前節

予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第51条の2中「第55条」とあるのは「第254条において準用する第243条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第51条の13中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第263条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第121条の2第1項及び第2項、第243条から第245条まで並びに第247条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第51条の2中「第55条」とある

の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第51条の2第1項中「第55条」とあるのは「第254条において準用する第243条」と、同項、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第51条の13第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第52条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第263条 第51条の2から第51条の8まで、第51条の10から第51条の12まで、第52条の3、第54条、第55条の2の2、第55条の3、第55条の5から第55条の11まで、第121条の2第1項、第2項及び第4項、第243条から第245条まで並びに第247条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第51

のは「第263条において準用する第243条」と、「介護予防訪問入浴介従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と第243条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第244条及び第245条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第247条中「第243条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と読み替えるものとする。

条の2第1項中「第55条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と、同項、第55条の2の2第2項、第55条の3第3項第1号及び第3号並びに第55条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第51条の4中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第51条の8第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第51条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第121条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第243条中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第244条及び第245条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第247条第1項中「第243条」とあるのは「第263条において準用する第243条」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第267条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第51条の5第1項(第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(第160条において準用する場合を含む。))、第165条の3、第172条、第182条(第197条において準用する場合を含む。))、第218条、第235条、

	<u>第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。)</u>及び第210条第1項(第235条において準用する場合を含む。)<u>並びに次項に規定するものを除く。)</u>については、<u>書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)</u>により行うことができる。 <u>2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)</u>のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第55条の10の2(新条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(新条例第160条において準用する場合を含む。)、第165条の3、第172条、第182条(新条例第197条において準用する場合を含む。)、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは

「講ずるように努めなければ」とし、新条例第55条(新条例第63条において準用する場合を含む。)、第73条、第83条、第92条、第121条、第139条(新例第165条の3及び第172条において準用する場合を含む。)、第157条、第179条、第194条、第213条、第232条及び第243条(新条例第254条及び第263条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の2第3項(新条例第63条において準用する場合を含む。)、第121条の2第3項(新条例第143条、第165条の3、第172条及び第182条において準用する場合を含む。)、第158条第4項、第195条第4項及び第214条第4項(新条例第235条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の2の2(新条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(新条例第160条において準用する場合を含む。)、第165条の3、第172条、第182条(新条例第197条において準用する場合を含む。)、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、新条例第55条の2の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の3第3項(新条例第63条、第75条、第85条、第94条及び第263条において準用する場合を含む。)、第122条第2項(新条例第182条(新条例第197条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、第140条の2第2項(新条例第160条、第165条の3、第172条、第218条及び第235条において準用する場合を含む。))及び第246条第6項(新条例第254条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に関する経過措置)

- 6 施行日以降、当分の間、新条例第154条第6項第1号ア(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(新条例第154条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)は、新条例第130条第1項第3号及び第158条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所(新条例第154条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の第154条第6項第1号ア(ウ)(後段に係る部分に限る。)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

介護保険法の規定により定めるべきこととされている条例が従うべき基準等
を定めた「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援
等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成 18 年厚生
労働省令第 37 号)の改正に伴い、これに対応する条例の規定を整理する等のた
め、この案を提出する。

那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第6章 [略] 付則 第3条 [略] 2～4 [略]	目次 第1章～第6章 [略] <u>第7章 雑則(第35条)</u> 付則 第3条 [略] 2～4 [略] <u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> <u>7～8 [略]</u> (内容及び手続の説明及び同意) 第6条 [略] 2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条第1項から<u>第4項</u>までに規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得なければならない。 3～7 [略]

(運営規程)

第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、その事業の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)として、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)～(5) [略]

(6) [略]

(勤務体制の確保)

第20条 [略]

2～3 [略]

(運営規程)

第19条 [略]

(1)～(5) [略]

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) [略]

(勤務体制の確保)

第20条 [略]

2～3 [略]

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
(業務継続計画の策定等)

第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のため

(掲示)

第23条 [略]

(秘密保持)

第24条 [略]

2 [略]

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(第32条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいう。以下同じ。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場

の措置)

第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第23条 [略]

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持)

第24条 [略]

2 [略]

3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(第32条において「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用

合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条第1項から第4項までに規定する基本方針及び前条各項に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(30) [略]

についてこれらの者の同意を得たものに限る。)を含む。)をいう。以下同じ。)等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(虐待の防止)

第28条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条第1項から第6項までに規定する基本方針及び前条各項に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(30) [略]

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同

	じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第9条及び第32条第28号(これらの規定を第34条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第5項及び第28条の2(これらの規定を新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第19条(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第19条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項を定めておくよう努めるとと

もに、次の第1号から第5号まで及び第7号に」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるものは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第22条の2中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

介護保険法の規定により定めるべきこととされている条例が従うべき基準等を定めた「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)の改正に伴い、これに対応する条例の規定を整理する等のため、この案を提出する。

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第4章 [略] 付則 (指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則) 第3条 [略] 2 [略] (従業者の員数) 第9条 指定認知症対応型共同生活介護事	目次 第1章～第4章 [略] <u>第5章 雑則(第92条)</u> 付則 (指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則) 第3条 [略] 2 [略] <u>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> <u>5 指定地域密着型介護予防サービス事業者(その役員及び従業者を含む。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員であってはならない。</u> <u>6 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、その運営について、前項の暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。</u> (従業者の員数) 第9条 指定認知症対応型共同生活介護事

業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者若しくは入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型予防事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型予防事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型予防事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第72条又は基準条例第111条若しくは第131条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 [略]

(利用定員等)

第10条 [略]

- 2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、法に規定する指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(以下「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する

業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設(第11条第1項において「本体事業所等」という。)の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護(以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型予防事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型予防事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型予防事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第72条又は基準条例第111条若しくは第131条の規定を満たすために必要な数以上とする。

2 [略]

(利用定員等)

第10条 [略]

- 2 共用型予防事業者は、法に規定する指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第45条第7項及び第72条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する

者でなければならない。

(管理者)

第11条 共用型予防事業者は、共用型予防事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型予防事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 [略]

(サービス提供困難時の対応)

第14条 通所介護予防事業者は、当該通所介護予防事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勧案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の通所介護予防事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(運営規程)

第28条 通所介護予防事業者は、通所介護予防事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(勤務体制の確保等)

第29条 [略]

者でなければならない。

(管理者)

第11条 共用型予防事業者は、共用型予防事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型予防事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型予防事業所の他の職務若しくは同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事し、又は当該共用型予防事業所の他の職務及び同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することができるものとする。

2 [略]

(サービス提供困難時の対応)

第14条 通所介護予防事業者は、当該通所介護予防事業所(単独型・併設型予防事業所又は共用型予防事業所をいう。以下同じ。)の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勧案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防認知症対応型通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の通所介護予防事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(運営規程)

第28条 [略]

(1)～(9) [略]

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) [略]

(勤務体制の確保等)

第29条 [略]

- 2 [略]
- 3 通所介護予防事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

- 2 [略]
- 3 通所介護予防事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該通所介護予防事業者は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症である要支援者に対する介護(以下「認知症介護」という。)に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 通所介護予防事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第29条の2 通所介護予防事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 通所介護予防事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 通所介護予防事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第31条 [略]

2 [略]

3 [略]

(衛生管理等)

第32条 [略]

2 通所介護予防事業者は、当該通所介護予防事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第33条 [略]

第31条 [略]

2 [略]

3 通所介護予防事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 [略]

(衛生管理等)

第32条 [略]

2 通所介護予防事業者は、当該通所介護予防事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第33条 [略]

2 通所介護予防事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該通所介護予防事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(虐待の防止)

第38条の2 通所介護予防事業者は、当該通所介護予防事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(地域との連携等)

第40条 通所介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員、当該事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～5 [略]

(従業者の員数等)

第45条 [略]

2～5 [略]

6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携等)

第40条 通所介護予防事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該通所介護予防事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。))を含む。以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～5 [略]

(従業者の員数等)

第45条 [略]

2～5 [略]

6 [略]

に掲げる当該従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該居宅介護予防事業所に、中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	[略]
当該居宅介護予防事業所の同一敷地内に、中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u> 、 <u>指定介護老人福祉施設</u> 又は <u>介護老人保健施設</u>	[略]

- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅事業所(居宅介護予防事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する居宅介護予防事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(基準条例第192条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))により設置される当該居宅介護予防事業所以外の居宅介護予防事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であって当該居宅介護予防事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの

当該居宅介護予防事業所に、中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設</u> 、 <u>介護老人保健施設</u> 、指定介護療養型医療施設(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。)又は介護医療院	[略]
当該居宅介護予防事業所の同一敷地内に、中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u>	[略]

- 7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅事業所(居宅介護予防事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する居宅介護予防事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(基準条例第192条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))により設置される当該居宅介護予防事業所以外の居宅介護予防事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であって当該居宅介護予防事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの

(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下「サテライト型居宅介護予防事業所」という。)の訪問サービスにあたる従業者については、本体事業所の職員により当該居宅介護予防事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 [略]

(管理者)

第46条 [略]

2 [略]

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2の老人デイサービスセンターをいう。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(基準条例第194条の指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、居宅介護予防事業所等(以下これらを「介護事業所等」という。)の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第2項及び第74条において同じ。)として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第50条 居宅介護予防事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者

(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下「サテライト型居宅介護予防事業所」という。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型居宅介護予防事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。

8～13 [略]

(管理者)

第46条 [略]

2 [略]

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2の老人デイサービスセンターをいう。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(基準条例第194条の指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、居宅介護予防事業所等(以下これらを「介護事業所等」という。)の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第73条第3項及び第74条において同じ。)として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(心身の状況等の把握)

第50条 居宅介護予防事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(介護支援専門員を配置していないサテライト型居宅介護予防事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第67条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のた

の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(運営規程)

第58条 居宅介護予防事業者は、居宅介護予防事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) [略]

(10) [略]

(定員の遵守)

第59条 [略]

2 [略]

めに指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。)を含む。)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(運営規程)

第58条 [略]

(1)～(9) [略]

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) [略]

(定員の遵守)

第59条 [略]

2 [略]

3 第1項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は、居宅介護予防事業者は、市町村が認めた日から市町村介護保険事業計画(法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。)の終期まで(市町村が次期の市町村介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の居宅介護予防事業所を活用することがより効率的であると認めた場合であつては、次期の市町村介護保険事業計画の終期まで)に限り、登録定員並びに通

(準用)

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第32条から第37条まで、第38条(第4項を除く。)から第40条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「共同生活介護予防事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「グループホーム」という。)ごとに置くべき指定予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、次に掲げる従業者を確保するために必要な数以上とする。

いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

(準用)

第66条 第12条から第16条まで、第22条、第24条、第25条、第27条、第29条、第29条の2、第32条から第40条まで(第38条第4項を除く。)の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第58条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第72条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者(以下「共同生活介護予防事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「グループホーム」という。)ごとに置くべき指定予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者(以下「従業者」という。)の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、次に掲げる従業者を確保するために必要な数以上とする。ただし、当該グループホームの有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該共同生活介護予防事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯にグループホ

(1) [略]

(2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて行われる勤務(宿直勤務を除く。)に従事する従業者 1人以上

2～4 [略]

5 共同生活介護予防事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。

6～8 [略]

一ムごとに置くべき従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2人以上の従業者に夜間及び深夜の時間帯を通じて行われる勤務(宿直勤務を除く。第2号において同じ。)を行わせるために必要な数以上とすることができる。

(1) [略]

(2) 夜間及び深夜の時間帯を通じて行われる勤務に従事する従業者 1人以上

2～4 [略]

5 共同生活介護予防事業者は、グループホームごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該グループホームにおける他の職務に従事することができるものとする。

6～8 [略]

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型グループホーム(グループホームであって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する共同生活介護予防事業者により設置される当該グループホーム以外のグループホームであって当該グループホームに対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下この章において同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

9 [略]

10 共同生活介護予防事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、基準条例第111条第1項から第9項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第73条 [略]

2 [略]

第75条 グループホームは、共同生活住居を有するものとし、その数は、1又は2とする。ただし、グループホームに係る用地の確保が困難であることその他地域の実情によりグループホームの効率的運営に必要と認められる場合は、1の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

2～7 [略]

(身体的拘束等の禁止)

第79条 [略]

2 [略]

3 共同生活介護予防事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、

10 [略]

11 共同生活介護予防事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合には、基準条例第111条第1項から第10項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第73条 [略]

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型グループホームにおける共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

3 [略]

第75条 グループホームは、共同生活住居を有するものとし、その数は、1以上3以下(サテライト型グループホームにあっては、1又は2)とする。

2～7 [略]

(身体的拘束等の禁止)

第79条 [略]

2 [略]

3 [略]

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を3月

介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)～(3) [略]

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第81条 共同生活介護予防事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(勤務体制の確保等)

第82条 [略]

2 [略]

3 共同生活介護予防事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)～(3) [略]

(管理者による管理)

第80条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス(サテライト型グループホームの場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第81条 [略]

(1)～(6) [略]

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第82条 [略]

2 [略]

3 共同生活介護予防事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該共同生活介護予防事業者は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させ

るために必要な措置を講じなければならない。

4 共同生活介護予防事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第29条の2、第32条から第35条まで、第37条から第40条まで(第38条第4項及び第40条第5項を除く。)、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第60条中「居宅介護予防事業者」とあるのは「共同生活介護予防事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第88条 [略]

2 共同生活介護予防事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次の各号のいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第87条 第12条、第13条、第15条、第16条、第24条、第25条、第27条、第32条から第35条まで、第37条、第38条(第4項を除く。)、第39条、第40条、第57条、第60条及び第62条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第81条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第60条中「居宅介護予防事業者」とあるのは「共同生活介護予防事業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)

第88条 [略]

2 共同生活介護予防事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

3～5 [略]	(1) <u>外部の者による評価</u> (2) <u>前条において準用する第40条第1項に規定する運営推進会議における評価</u> 3～5 [略] <u>第5章 雑則</u> <u>(電磁的記録等)</u> <u>第92条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第15条第1項(第66条及び第87条において準用する場合を含む。)及び第77条第1項並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u> <u>2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の	

欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第38条の2(新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第28条、第58条及び第81条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項(新条例第66条において準用する場合を含む。)及び第82条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に関する経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2(新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する経過措置)
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項(新条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について

那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

老人福祉法の規定により定めるべきこととされている条例が従うべき基準等を定めた「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(昭和 41 年厚生省令第 19 号)の改正に伴い、これに対応する条例の規定を整理する等のため、この案を提出する。

那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例
第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(基本方針) 第2条 [略] 2～3 [略]	(基本方針) 第2条 [略] 2～3 [略] <u>4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u>
(運営規程) 第7条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(6) [略] <u>(7) [略]</u> (非常災害対策) 第8条 [略] 2～4 [略]	(運営規程) 第7条 [略] (1)～(6) [略] <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8) [略]</u> (非常災害対策) 第8条 [略] 2～4 [略] <u>5 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u>
<u>5 [略]</u> (職員の配置の基準) 第12条 [略] 2～11 [略] 12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げ	<u>6 [略]</u> (職員の配置の基準) 第12条 [略] 2～11 [略] 12 [略]

る区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

(2)～(5) [略]

(処遇の方針)

第16条 [略]

2～5 [略]

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)～(3) [略]

(施設長の責務)

第21条 [略]

2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第14条から前条まで及び次条から第29条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第23条 [略]

2 [略]

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(1) 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員

(2)～(5) [略]

(処遇の方針)

第16条 [略]

2～5 [略]

6 [略]

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)～(3) [略]

(施設長の責務)

第21条 [略]

2 施設長は、職員に第7条から第9条まで、第14条から前条まで及び次条から第30条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第23条 [略]

2 [略]

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該養護老人ホームは、職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症(同

法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である要介護者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第23条の2 養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第24条 [略]

2 [略]

(衛生管理等)

第24条 [略]

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図る

(2) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) [略]

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第29条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 [略]

こと。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) [略]

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第29条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 [略]

(虐待の防止)

第30条 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおける虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

	(電磁的記録等) <u>第31条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式、その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u> <u>第32条</u> [略]
<u>第30条</u> [略] 備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第4項及び第30条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第7条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に関する経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第23条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実

施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条第2項第3号の規定にかかわらず、養護老人ホームは、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置)

- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第29条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、次の第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例制定について

那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

介護保険法の規定により定めるべきこととされている条例が従うべき基準等を定めた「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 39 号)の改正に伴い、これに対応する条例の規定を整理する等のため、この案を提出する。

那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第5章 〔略〕 付則 (基本方針) 第2条 〔略〕 2～3 〔略〕 (従業者の員数) 第4条 法第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 栄養士 1人以上	目次 第1章～第5章 〔略〕 <u>第6章 雑則(第55条)</u> 付則 (基本方針) 第2条 〔略〕 2～3 〔略〕 <u>4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (従業者の員数) 第4条 法第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士<u>又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士<u>又は管理栄養士</u>を置かないことができる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 栄養士<u>又は管理栄養士</u> 1人以上

(5)～(6) [略]

2～3 [略]

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設(第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。))にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第52条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。))第179条のユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定地域密着型サービス基準条例第188条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5～9 [略]

10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基準条例第152条第4項のサテライト型居住施設をいう。以下同じ。))の本体施設(同項の本体施設をいう。以下同じ。))である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあっては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライ

(5)～(6) [略]

2～3 [略]

4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5～9 [略]

10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号)第152条第4項のサテライト型居住施設をいう。以下同じ。))の本体施設(同項の本体施設をいう。))である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かな

ト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。 (指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第15条 〔略〕 2～5 〔略〕 6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) 〔略〕 7～8 〔略〕 (施設サービス計画の作成) 第16条 〔略〕 2～5 〔略〕 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を<u>召集</u>して行う会議をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 7～12 〔略〕	い場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。 (指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第15条 〔略〕 2～5 〔略〕 6 〔略〕 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)</u>を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) 〔略〕 7～8 〔略〕 (施設サービス計画の作成) 第16条 〔略〕 2～5 〔略〕 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を<u>招集</u>して行う会議(<u>テレビ電話装置等を活用して行うもの(入所者又はその家族が参加する場合にあつては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。)</u>を含む。)をいう。<u>第11項において同じ。)</u>の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 7～12 〔略〕 <u>(栄養管理)</u>
--	--

(計画担当介護支援専門員の責務) 第27条 計画担当介護支援専門員は、第16条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(6) [略] (7) <u>第40第3項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 (運営規程) 第28条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(7) [略] <u>(8)</u> [略] (勤務体制の確保等) 第29条 [略] 2 [略] 3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	<u>第21条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u> (口腔衛生の管理) <u>第21条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の^{くう}口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u> (計画担当介護支援専門員の責務) 第27条 [略] (1)～(6) [略] (7) <u>第40条第3項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。 (運営規程) 第28条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(<u>第34条第1項</u>において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(7) [略] <u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(9)</u> [略] (勤務体制の確保等) 第29条 [略] 2 [略] 3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、</u>
---	---

(非常災害対策)
第31条 〔略〕
2～4 〔略〕

介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である要介護者に対する介護(第52条第4項において「認知症介護」という。)に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
(非常災害対策)

第31条 〔略〕
2～4 〔略〕

5 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければな

5 [略]

(衛生管理等)

第32条 [略]

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(揭示)

第34条 [略]

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

らない。

6 [略]

(衛生管理等)

第32条 [略]

2 [略]

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(揭示)

第34条 [略]

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 [略]

(基本方針)

第44条 [略]

2 [略]

(1)～(2) [略]

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 [略]

(虐待の防止)

第40条の2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第44条 [略]

2 [略]

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めな

(設備) 第45条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。 (1) ユニット ア 居室 (ア) [略] (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u> (ウ) 1室の居室の床面積等は、<u>次のいずれかを満たすこと。</u> a <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合は、21.3平方メートル以上を標準とすること。</u> b <u>ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</u> (エ) [略] イ～エ [略] (2)～(5) [略] 2 [略] (指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第47条 [略] 2～7 [略] 8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	<u>なければならない。</u> (設備) 第45条 [略] (1) [略] ア [略] (ア) [略] (イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u> (ウ) 1室の居室の床面積等は、<u>10.65平方メートル以上((ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上)とすること。</u> (エ) [略] イ～エ [略] (2)～(5) [略] 2 [略] (指定介護福祉施設サービスの取扱方針) 第47条 [略] 2～7 [略] 8 [略]
--	---

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) [略] 9～10 [略] (運営規程) 第51条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(8) [略] <u>(9)</u> [略] (勤務体制の確保等) 第52条 [略] 2～3 [略] 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(<u>テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。</u>)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) [略] 9～10 [略] (運営規程) 第51条 [略] (1)～(8) [略] <u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(10)</u> [略] (勤務体制の確保等) 第52条 [略] 2～3 [略] 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 5 <u>ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければ</u>
---	---

(準用)

第54条 第6条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第21条から第27条まで及び第31条から第42条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第2号中「第12条第2項」とあるのは「第54条において準用する第12条第2項」と、第27条中「第16条」とあるのは「第54条において準用する第16条」と、第27条第5号及び第42条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、第42条第2項第4号中「第24条」とあるのは「第54条において準用する第24条」と、第27条第6号及び第42条第2項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第27条第7号及び第42条第2項第6号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と読み替えるものとする。

ならない。

(準用)

第54条 第6条から第12条まで、第14条、第16条、第19条、第21条から第27条まで、第29条の2及び第31条から第42条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第6条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第2号中「第12条第2項」とあるのは「第54条において準用する第12条第2項」と、第27条中「第16条」とあるのは「第54条において準用する第16条」と、第27条第5号及び第42条第2項第3号中「第15条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、第42条第2項第4号中「第24条」とあるのは「第54条において準用する第24条」と、第27条第6号及び第42条第2項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第27条第7号及び第42条第2項第6号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第9条第1項及び第12条第1項(これらの規定を第54条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)について

	は、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。
備考	1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第4項、第40条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第28条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(栄養管理に関する経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
(口腔衛生の管理に関する経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の3(新条例第54条において準用する

場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に関する経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項第3号(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置)

- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第40条第1項(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、次の第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に関する経過措置)

- 9 施行日から、当分の間、新条例第45条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設(新条例第43条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)は、新条例第4条第1項第3号ア及び第52条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 10 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の第45条第1項第1号ア(ウ)bの規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 19 日 提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

介護保険法の規定により定めるべきこととされている条例が従うべき基準等を定めた「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 40 号)の改正に伴い、これに対応する条例の規定を整理する等のため、この案を提出する。

那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第5章 [略] 付則 (基本方針) 第2条 [略] 2～3 [略] (従業者の員数等) 第4条 法第97条第2項の規定による介護老人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(5) [略] (6) 栄養士 入所定員100人以上の介護老人保健施設にあつては、1人以上 (7)～(8) [略] 2～3 [略] 4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>介護老人保</u>	目次 第1章～第5章 [略] <u>第6章 雑則(第55条)</u> 付則 (基本方針) 第2条 [略] 2～3 [略] <u>4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (従業者の員数等) 第4条 [略] (1)～(5) [略] (6) 栄養士又は<u>管理栄養士</u> 入所定員100人以上の介護老人保健施設にあつては、1人以上 (7)～(8) [略] 2～3 [略] 4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処

健施設(ユニット型介護老人保健施設(第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。))にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5 [略]

6 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員

(2) 介護医療院 医師、栄養士又は介護支援専門員

(3) 病院 医師、栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力

遇に支障がない場合には、この限りでない。

5 [略]

6 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

(2) 介護医療院 医師、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員

(3) 病院 医師、栄養士若しくは管理栄養士(病床数100以上の病院の場合に限る。)又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定

を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) [略]

7 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) [略]

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第16条 [略]

2～5 [略]

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する介護療養型医療施設の場合に限る。)

(4) [略]

7 第1項第1号及び第4号から第7号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設(介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) [略]

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第16条 [略]

2～5 [略]

6 [略]

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員

(2)～(3) [略] 7～8 [略] (施設サービス計画の作成) 第17条 [略] 2～5 [略] 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を<u>召集して行う会議をいう。以下同じ。)</u>の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 7～12 [略] (運営規程) 第29条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定め	その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) [略] 7～8 [略] (施設サービス計画の作成) 第17条 [略] 2～5 [略] 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を<u>招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うもの(入所者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。))を含む。)</u>をいう。<u>第11項において同じ。)</u>の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。 7～12 [略] (栄養管理) <u>第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u> (口腔衛生の管理) <u>第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の^{くう}口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u> (運営規程) 第29条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(<u>第35条第1項において「運営規程」</u>
---	--

ておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(勤務体制の確保等)

第30条 [略]

2 [略]

3 介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第30条 [略]

2 [略]

3 介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該介護老人保健施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である要介護者に対する介護(第52条第4項において「認知症介護」という。)に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護老人保健施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業

(非常災害対策) 第32条 [略] 2～4 [略] 5 [略] (衛生管理等) 第33条 [略] 2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>当該介護老人保健施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。</u> (4) [略] (揭示) 第35条 [略]	<u>務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</u> 3 <u>介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> (非常災害対策) 第32条 [略] 2～4 [略] 5 <u>介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> 6 [略] (衛生管理等) 第33条 [略] 2 [略] (1) 感染症及び食中毒予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)</u>をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修<u>並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的に実施すること。 (4) [略] (揭示) 第35条 [略] 2 <u>介護老人保健施設は、前項に規定する事</u>
---	--

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 [略]

(基本方針)

第44条 [略]

2 [略]

項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第40条 介護老人保健施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 [略]

(虐待の防止)

第40条の2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第44条 [略]

2 [略]

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者

(施設) 第45条 [略] 2 前項第1号、第3号及び第4号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。 (1) ユニット ア 療養室 (ア) [略] (イ) 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>おおむね10人以下としなければならない。</u> (ウ) 一の療養室の床面積等は、<u>次のいずれかを満たすこと。</u> a <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上を標準とすること。</u> b <u>ユニットに属さない療養室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</u> (エ)～(ク) [略]	<u>の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> 4 <u>ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (施設) 第45条 [略] 2 [略] (1) [略] ア [略] (ア) [略] (イ) 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、<u>原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。</u> (ウ) 一の療養室の床面積等は、<u>10.65平方メートル以上((ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上)とすること。</u> (エ)～(ク) [略]
--	---

イ～エ [略] (2)～(3) [略] 3～5 [略] (介護保健施設サービスの取扱方針) 第47条 [略] 2～7 [略] 8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) [略] 9～10 [略] (運営規程) 第51条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(7) [略] <u>(8)</u> [略] (勤務体制の確保等) 第52条 [略] 2～3 [略] 4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	イ～エ [略] (2)～(3) [略] 3～5 [略] (介護保健施設サービスの取扱方針) 第47条 [略] 2～7 [略] 8 [略] (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(<u>テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。</u>)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) [略] 9～10 [略] (運営規程) 第51条 [略] (1)～(7) [略] <u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(9) [略]</u> (勤務体制の確保等) 第52条 [略] 2～3 [略] 4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講
--	---

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、第42条第2項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第42条第2項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と、第28条第4号及び第42条第2項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号及び第42条第2項第7号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

じなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条の3まで、第23条、第25条から第28条まで、第30条の2及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、第42条第2項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第42条第2項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と、第28条第4号及び第42条第2項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、第28条第5号及び第42条第2項第7号中「第40条第3項」とあるのは「第54条において準用する第40条第3項」と、第42条第2項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 介護老人保健施設及びその従業者

	は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第10条第1項及び第13条第1項（これらの規定を第54条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。
備考	1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（虐待の防止に関する経過措置）
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第4項、第4

0条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第29条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(栄養管理に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に関する経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第30条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に関する経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項第3号(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置)

- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例40条第1項(新条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、次の第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に関する経過措置)

- 9 施行日以降、当分の間、新条例第45条第2項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型介護老人保健施設(新条例第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)は、新条例第4条第1項第3号及び第52条第2項の基準を満たすほか、ユニット型介護老人保健施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 10 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の療養室であって、改

正前の第45条第2項第1号ア(ウ)bの規定の要件を満たしている療養室については、なお従前の例による。

